（合併契約等の承認に関する議案）

第百七十一条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　合併を行う理由

二～五　（略）

2　（略）

（計算書類に関する事項）

第百八十条　法第四十九条第二項第二号（法第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第五十四条の五第三項及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定めるものは、法第四十九条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がない場合にあっては、その旨）とする。

2　（略）

（資産又は負債の評価に関する特例）

第百九十三条　第百三十四条第一項の出資組合については、第百八十四条第二項（第百八十五条第三項において準用する場合を含む。）、第百八十五条第二項、第百八十六条、第百八十七条第二項及び第百九十二条の規定は、適用しないことができる。ただし、当該出資組合の棚卸資産の事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い場合であって当該棚卸資産の取得原価と時価との差額に重要性がある場合又は著しい陳腐化、災害による著しい損傷若しくはこれらに準ずる特別の事実が生じた場合は、第百八十六条の規定については、この限りでない。

2　法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会（会計監査人設置組合に限る。）については、第百八十四条第二項（第百八十五条第三項において準用する場合を含む。）、第百八十七条第二項及び第百九十二条の規定は、適用しないことができる。ただし、当該農業協同組合連合会の固定資産の事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い場合（当該固定資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除く。）は、第百八十七条第二項の規定については、この限りでない。

3　（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百四条　法第五十四条の三第一項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項

イ　組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称

(4)　（略）

(5)　（略）

ロ～ニ　（略）

ホ　組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

(1)～(7)　（略）

(8)　会計監査人設置組合にあっては、法第三十七条の二第三項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨

ヘ　（略）

（合併契約等の承認に関する議案）

第百七十一条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　合併契約を行う理由

二～五　（略）

2　（略）

（計算書類に関する事項）

第百八十条　法第四十九条第二項第二号（法第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第五十四条の五第三項及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定めるものは、法第四十九条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がない場合にあっては、その旨）とする。

2　（略）

（資産又は負債の評価に関する特例）

第百九十三条　第百三十四条の出資組合については、第百八十四条第二項（第百八十五条第三項において準用する場合を含む。）、第百八十五条第二項、第百八十六条、第百八十七条第二項及び第百九十二条の規定は、適用しないことができる。ただし、当該出資組合の棚卸資産の事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い場合であって当該棚卸資産の取得原価と時価との差額に重要性がある場合又は著しい陳腐化、災害による著しい損傷若しくはこれらに準ずる特別の事実が生じた場合は、第百八十六条の規定については、この限りでない。

（新設）

2　（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百四条　法第五十四条の三第一項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項

イ　組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

（新設）

(3)　（略）

(4)　（略）

ロ～ニ　（略）

ホ　組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

(1)～(7)　（略）

（新設）

ヘ　（略）